

STOP!

消防法令違反!

事業所関係者の皆様へ

建物の**増築・改築**、**接続**を行う場合

テナントの**入替え**、**改装工事**をする場合



避難障害物の存置
または**危険物**を
貯蔵取扱いする場合

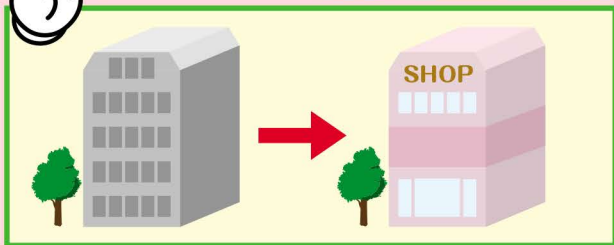
進入・避難
できる扉や窓等が
減少する場合

岡崎市消防本部
マスコットキャラクター
「レッサーくん」

詳しくは裏面へ



テナントの入替え、改装の工事をする場合

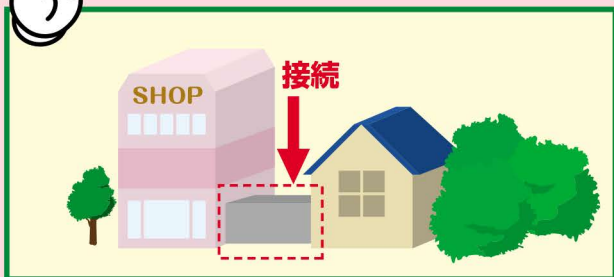


例：事務所 → 物品販売店

飲食店や物品販売店など、不特定多数の方が利用する用途は、消防用設備の設置基準が**厳しく**なり、また、「**防火管理者**」の選任義務が生じる場合があります。



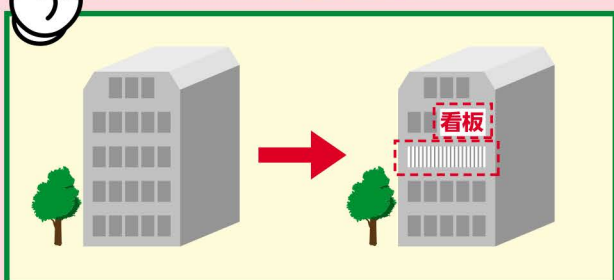
建物の増築や改築、接続を行う場合



増築等で面積、階数が増加する他、建物を**接続**することで同一棟となり、消防用設備の設置が必要となる場合があります。



進入・避難できる扉や窓等が減少する場合



窓に格子や看板をつけたり、窓際に棚を置いたり、窓等の種別を変更することで、消防用設備の設置基準が**厳しく**なります。



避難障害物の存置、または危険物を貯蔵取扱いする場合



避難障害物の存置は**重大**な消防法令違反です。また、**危険物**を取り扱ったり貯蔵する場合は、**許可**が必要となる場合があります。

違反実例を基に制作した**動画**をご覧ください

動画再生はQRコードから

